| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 青木　愛 | 桜下塾研究会 | 主たる事務所の所在地 | 東京都北区王子一―六―七 | 東京都北区王子本町一―一八―八 | 二八、三、一四 |
| 犬丸　勝子 | 国民党 | 公職の種類 | 衆議院議員 | 参議院議員 | 二六、一一、二 |
| | 立国党 | 政治団体の名称 | 立国党 | 国民党 | 二八、一、四 |
| 岩永　裕貴 | 社会活力研究会 | 主たる事務所の所在地 | 東京都新宿区西新宿四―三二―六 | 福岡県福岡市東区箱崎一一―四二―一 | 二八、一一、一一一 |
| | | 公職の種類 | 甲賀市長 | 衆議院議員 | 二八、五、一六 |
| 田淵　正文 | 鍋島祐徳会 | 公職の種類 | 衆議院議員 | 参議院議員 | 二八、三、九 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 京都府京都市伏見区西大手町三〇七―五一 | 東京都目黒区東山一―一〇―一三 | |
| 柳本　顕 | 柳風会 | 公職の種類 | 大阪市長 | 大阪市議会議員 | 二七、一〇、一三 |
| | | 公職の種類 | 大阪市議会議員 | 大阪市長 | 二七、一一、一 |

## ○総務省告示第二百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

法第十九条第三項第二号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|---|---|---|
| 細三　護郎 | 細三護郎を支援する会 | 二八、三、九 |
| 保利　耕輔 | 耕風会 | 二七、一一、三一 |

## ○環境省告示第七十一号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により公表する。なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成二十六年六月環境省告示第七十五号）は廃止する。

平成二十八年七月二十八日

環境大臣　大塚　珠代

目次

はじめに

第１章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

第１節　基本的な考え方

第２節　中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限等

第３節　特別措置法に基づく処分の期間

１　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間等

２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間

第４節　保管事業者、所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者、国及び地方公共団体の役割

１　保管事業者及び所有事業者の役割

２　処分業者の役割

３　収集運搬業者の役割

４　製造者の役割

５　国の役割

６　地方公共団体の役割

第２章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第１節　現状

第２節　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

１　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

第３章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第１節　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

１　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること

(1)　国及び都道府県市の連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施

(2)　アンケート調査の回収率向上のための方策

(3)　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する掘り起こし調査の強化

２　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄されること

(1)　特別措置法と電気事業法の届出制度の更なる活用

(2)　使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組

(3)　輸送機器に組み込まれた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組

(4)　関係者の連携の一層の強化

３　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなされること

(1)　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討

(2)　届出データと登録データ・処理実績データの共通化・一体化

４　届出がなされた全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処分期間内又は特例処分期限日までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が同社に搬入され、適正に処理されること

(1)　中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託を促進するための方策

(2)　処理施設の健全性を確保するための方策

(3)　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等による円滑な処理の推進

第２節　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

１　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうちポリ塩化ビフェニル汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了すること

２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること

３　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄され、又はポリ塩化ビフェニルが除去されること

４　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなされること

５　届出がなされた全ての低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、保管事業者自らによって処分され、又は処分業者への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が処分業者に搬入され、適正に処理されること